

# 財団法人 勤労青少年協会寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、財団法人勤労青少年協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区広尾2-11-1に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、勤労青少年が次世代の日本経済を担うに足りる職業人、社会人として健やかに成長することを促進するため、勤労青少年の勤労意欲の向上、育成指導、福祉の増進等の諸事業を行い、もって我が国経済発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 勤労青少年の国際交流事業の実施
- (2) 勤労青少年福祉施設の設置、運営
- (3) 勤労青少年の勤労意欲の高揚のための啓蒙活動
- (4) 勤労青少年指導者の研修会の開催
- (5) 勤労青少年指導功労者の顕彰
- (6) 勤労青少年のスポーツ、文化、レクリエーション等余暇活動の育成指導及びこれらの活動に対する援助
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品及び会費収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第7条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便局若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第11条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員

### (種類及び定数)

第15条 本会に次の役員を置く。

理事 11人以上16人以内

監事 2人以上3人以内

顧問 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

### (選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 顧問は、会長が委嘱する。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### (職務)

第17条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、本会の常務を掌理し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、本会の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

7 顧問は、会長を補佐する。

### (任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができます。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるものほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるものほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 本会に、評議員12人以上17人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第23条第3項第3号、第26条から第29条までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第7章 会員

(種別等)

第32条 本会には、本会の事業目的に賛同する正会員、維持会員及び特別会員を置くものとする。

2 前項に規定する会員の資格、入会手続き、その他必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会費の金額)

第33条 会費の金額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、個人会員とし、年会費一口壱千円以上とする。

- (2) 維持会員は、法人会員とし、年会費一口壱万円以上とする。
- (3) 特別会員は、個人法人を問わず、年会費一口拾万円以上とする。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ、変更することができない。

### (解散)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

### (残余財産の処分)

第36条 本会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (備付け書類及び帳簿)

第38条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 雜則

### (委任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、昭和44年12月1日から施行する（設立許可）。

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、昭和46年2月6日から施行する（理事数の増員）。

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、昭和46年10月1日から施行する（役員の任期を2年から3年に延長）。

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、昭和49年9月19日から施行する（事務所変更）。

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、昭和51年6月4日から施行する（名称及び目的の変更）。「財団法人勤労婦人青少年協会」から「財団法人勤労青少年協会」へ変更。

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、平成5年12月28日から施行する（事務所変更）。

(施行期日)

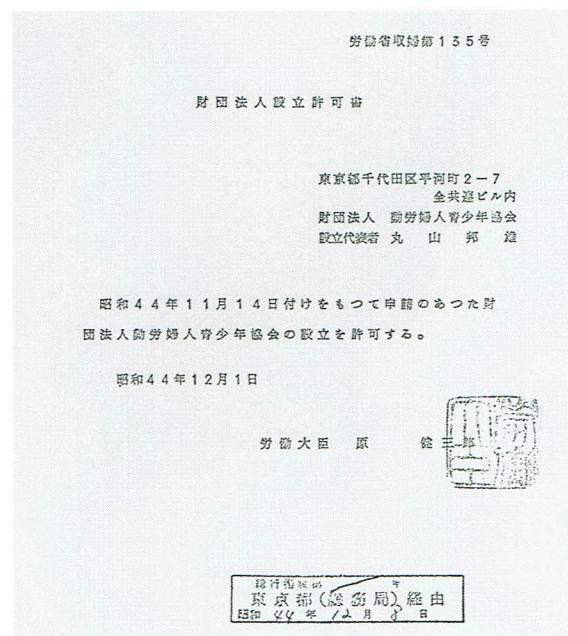
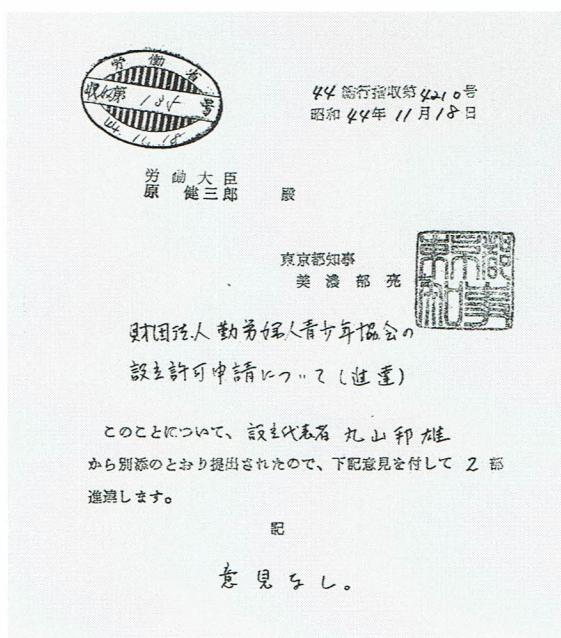
第1条 この寄附行為は、平成15年5月6日から施行する（事務所変更、理事数の減員及び評議員制度の新設）。

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、平成15年8月13日から施行する（役員の任期を3年から2年に短縮）。

(施行期日)

第1条 この寄附行為は、平成18年7月21日から施行する（寄附行為の一部変更）。



## あとがき

当協会の設立40周年記念事業の一つとして、記念誌を作成するための編集委員会が設置されながら、1年以上が経過しました。この間、編集委員が当協会設立後、過去約40年間の資料の収集や数次にわたる編集委員会の開催を経て、本誌の編集作業に従事した結果、このようなものが完成しました。

御寄稿いただいた厚生労働省伊藤室長はじめその他の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

また、別冊（原健三郎私の履歴書）は、日本経済新聞に昭和62年(1987年) 4月に掲載されたものですが、同社の御好意により転載が許可されたものです。同社に対し、厚く感謝申し上げます。

なお、この機会に、本誌及び別冊が各方面で活用され、当協会及び勤労青少年団体の事業に御理解を賜る一助になれば幸いと願っています。

2009年6月

財団法人勤労青少年協会設立40周年記念誌編集委員会

編集委員長 播磨昭二



# 会員募集

財団法人 勤労青少年協会の正会員になってください。

昭和44年12月（財）勤労青少年協会設立以来、約40年間、勤労青少年健全育成のために様々な事業を行ってまいりました。

設立当初から国からの補助金に頼らず、企業各社と個人会員の御支援により運営してきました。

しかし、昨今の経済界の不況のあおりを受け、収入減を余儀なくされています。

当事務局としても、諸経費の削減に努めていますが、充実した事業の運営、更なる発展のためには、会費収入増を図らねばなりません。

については、正会員会費を一口1,000円なるべく3口以上お願いする次第です。協会の発展運営のため、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。また、新会員御紹介も大いに歓迎いたします。

## 財団法人 勤労青少年協会 寄附行為

### 第7章 会員

第32条 本会には、本会の事業目的に賛同する正会員、維持会員、及び特別会員を置くものとする。

2 前項に規定する会員の資格、入会手続き、その他必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第33条 会費の金額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、個人会員とし、年会費一口壱千円以上とする。
- (2) 維持会員は、法人会員とし、年会費一口壱万円以上とする。
- (3) 特別会員は、個人法人を問わず、年会費一口拾万円以上とする。

財団法人 勤労青少年協会

お申し込みはこちら

FAX又は郵送でのお申し込みも承ります。

（〒150-0012 東京都渋谷区広尾2-11-1）

お申込み&お問合せ

財団法人 勤労青少年協会事務局

TEL&FAX 03-3400-8001

振込先

三井住友銀行 日比谷支店 (632)

普通預金口座 7100731

口座名 財団法人 勤労青少年協会

(振込料は御負担ください。)

2009年6月発行

財団法人 勤労青少年協会 会長 原 哲明

〒150-0012 東京都渋谷区広尾2-11-1

TEL &FAX 03-3400-8001

(E-mail) mail@kinrouseishounen.org

(URL) http://www.kinrouseishounen.org

(印刷・製本 有限会社 正陽印刷)